

新旧対照表

旧（令和３年１月版）					新（令和４年４月版）				
事務編 ３ ページ					事務編 ３ ページ				
表 1.1 都市計画区域等の決定状況 令和２年４月１日 現在					表 1.1 都市計画区域等の決定状況 令和４年１月１日 現在				
市町名	行政区域面積 (ha)	都市計画区域 面積(ha)	決定年月日		市町名	行政区域面積 (ha)	都市計画区域 面積(ha)	決定年月日	
			当初	最終変更				当初	最終変更
出雲市	62, 436	31, 435	S9. 4. 2	H20. 4. 1	出雲市	62, 432	31, 435	S9. 4. 2	H20. 4. 1

事務編 18～20 ページ					事務編 18～20 ページ				
表 3.2 法第 29 条第 1 項第 3 号で定める公益上必要な建築物					表 3.2 法第 29 条第 1 項第 3 号で定める公益上必要な建築物				
4	鉄道事業法2①若しくは2⑤の索道事業で一般の 需要に応ずるものの用に供する施設である建築物	停留場	4	鉄道事業法2①の鉄道事業若しくは2⑤の索道事 業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設で ある建築物	停留場				
	軌道法による軌道若しくは同法が準用される無 軌条電車の用に供する施設である建築物	停留場、車庫、車両検査修繕施設		軌道法による軌道若しくは同法が準用される無 軌条電車の用に供する施設である建築物	停留場、車庫、車両検査修繕施設				
14	電気事業法2①十六の電気事業の用に供する同項 十八の電気工作物を設置する施設である建築物	一般電気事業及び卸電気事業の 用に供する発電所、変電所、送電所	14	電気事業法2①十六の電気事業の用に供する同項 十八の電気工作物を設置する施設である建築物	一般電気事業及び卸電気事業の 用に供する発電所、変電所、送電所、 配電所				
	ガス事業法2⑬に規定するガス工作物（同条②に 規定するガス小売事業の用に供するものを除く。） を設置する施設である建築物	製造所 注)大口ガス事業については許可要		ガス事業法2⑬に規定するガス工作物（同条②に 規定するガス小売事業の用に供するものを除く。） を設置する施設である建築物	製造所 注)大口ガス事業については許可要				
23	卸売市場法2③の中央卸売市場若しくは同条④の 地方卸売市場の用に供する施設である建築物又は、 地方公共団体が設置する市場の用に供する施設で ある建築物		23	卸売市場法4⑥に規定する中央卸売市場若しくは 同法13⑥に規定する地方卸売市場の用に供する施 設である建築物又は地方公共団体が設置する市場 の用に供する施設である建築物					

新旧対照表

旧（令和３年１月版）							新（令和４年４月版）						
事務編 33 ページ							事務編 33 ページ						
表 4.1 開発許可の技術基準の適用関係							表 4.1 開発許可の技術基準の適用関係						
開発行為の区分		自 己 用			非 自 己 用		開発行為の区分		自 己 用			非 自 己 用	
種 類 別 法第33条第1項該当号	建 築 物	第一種 特定工作物	第二種 特定工作物	建 築 物	第一種 特定工作物	第二種 特定工作物	種 類 別 法第33条第1項該当号	建 築 物	第一種 特定工作物	第二種 特定工作物	建 築 物	第一種 特定工作物	第二種 特定工作物
	8 災害危険区域等の除外			○	○	○		業務用 ○	業務用 ○	業務用 ○	○	○	○
事務編 35 ページ							事務編 35 ページ						
表 4.2 開発許可の技術基準の概要（法律、政令及び省令）							表 4.2 開発許可の技術基準の概要（法律、政令及び省令）						
法第 33 条 第 1 項該当号	基 準		適用 規模	留 意 事 項			法第 33 条 第 1 項該当号	基 準		適用 規模	留 意 事 項		
災害危険区域等の除外 （第 8 号関係）	<u>原則として、次の危険区域を含めないこと。</u> <u>（i）建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u> <u>（ii）地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u> <u>（iii）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u> <u>（iv）急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u>		全 部	<u>・主たる目的が、自己用住宅、自己業務用の建築物又は特定工作物の場合を除く。</u>			災害危険区域等の除外 （第 8 号関係）	<u>原則として、次の危険区域を含めないこと。</u> <u>（i）建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域</u> <u>（ii）地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域</u> <u>（iii）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域</u> <u>（iv）特定都市河川浸水被害対策法第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域</u> <u>（v）急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域</u>		全 部	<u>・主たる目的が、自己用住宅の建築物の場合を除く。</u>		

新旧対照表

旧（令和３年１月版）			新（令和４年４月版）		
事務編 39 ページ			事務編 39 ページ		
表 6.1 協議の相手方			表 6.1 協議の相手方		
電 気 ・ ガス (政令第 23 条第 3 号)	一般送配電 気 事業者 一般ガス導管事業者	40 ha 以 上	電 気 ・ ガス (政令第 23 条第 3 号)	<u>一般送配電事業者、配電事業者</u> 一般ガス導管事業者	40 ha 以 上

新旧対照表

旧（令和２年４月版）	新（令和４年４月版）
技術編 1 ページ 1. 開発許可基準 （開発許可の基準） 第 33 条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第 4 項及び第 5 項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。 一 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。 イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第 39 条第 1 項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合 当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項、第 49 条の 2 若しくは第 60 条の 3 第 3 項（これらの規定を同法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は港湾法第 40 条第 1 項の条例による用途の制限を含む。） 省 略	技術編 1 ページ 1. 開発許可基準 （開発許可の基準） 第 33 条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第 4 項及び第 5 項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。 一 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。 イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、<u>居住環境向上用途誘導地区</u>、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第 39 条第 1 項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合 当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項、第 49 条の 2、<u>第 60 条の 2 の 2 第 4 項</u>、若しくは第 60 条の 3 第 3 項（これらの規定を同法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は港湾法第 40 条第 1 項の条例による用途の制限を含む。） 省 略

新旧対照表

旧（令和２年４月版）					新（令和４年４月版）				
技術編２ページ					技術編２ページ				
八　主として、自己の居住の用に供する住宅の建築 <u>又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設</u> の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第 39 条第 1 項 の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項 の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。					八　主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第 39 条第 1 項 の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項 の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域 <u>及び特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域（次条第 8 号の 2 において「災害危険区域等」という。）</u> その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。				
技術編４ページ(改訂後、技術編５ページ)					技術編４ページ(改訂後、技術編５ページ)				
2．　開発行為に関する許可基準					2．　開発行為に関する許可基準				
表 1.1　法第 3 3 条開発許可基準と開発目的別適用条項					表 1.1　法第 3 3 条開発許可基準と開発目的別適用条項				
第 33 条 第 1 項 各 号	基　準　内　容	建　築　物			第一種特定工作物		第二種特定工作物		
		一　般	自　己 居住用	自　己 業務用	一般	自己用	一般	自己用	
第 8 号	災害危険区域	○	×	<u>×</u>	○	<u>×</u>	○	<u>×</u>	

新旧対照表

旧（令和３年４月版）				新（令和４年４月版）			
例規・様式編　９ページ				例規・様式編　９ページ			
様式第３号(第３条関係)				様式第３号(第３条関係)			
設　計　説　明　書	①設計者住所 氏名		登録番号	(表)			
	②　開発区域 (工区)の名称		③　申請者氏名	設　計　説　明　書	①設計者住所 氏名		
				②　開発区域 (工区)の名称		③　申請者氏名	
(省　略)				(省　略)			

新旧対照表

旧（令和３年４月版）	新（令和４年４月版）
例規・様式編 10 ページ 備考 1 「①登録番号」欄には、島根県開発行為設計資格登録簿に登録されている者は、その番号を記入すること。 2 「④目的」欄には、開発区域の使用目的(分譲、建売、社員住宅の別等)を記入すること。 3 「⑤基本方針」欄には、計画上特に配慮した点を記入すること。 4 「⑥その他」欄には、土捨場、土取場の位置と搬入、搬出の方法、経路等を記入すること。 5 「⑦地域(地区、街区等)」欄には、用途地域、その他の分区名を記入すること。 6 「⑩備考」欄には、現況図の補足説明を記入すること。 7 「⑪土地の地形、地質及び措置」欄には、土地のこう配、切土、盛土の別及び土の置き換え、擁壁等の措置を記入すること。 8 「⑬街区の計画」欄には、宅地の区割りの大きさ、数を記入すること。 9 「⑭道路」欄には、幅員(すべての種類)、延長距離、最大縦断勾配、路面の仕上げ等を記入すること。 10 「⑮排水施設」欄には、直角式、しゃ集式、放射式等の方法の別及び排水管の材料等の構造を記入すること。 11 「⑮公園、緑地、広場」欄には、公園、緑地、広場の別、その中に設ける施設等を記入すること。 12 「⑳消火水」欄には、消防活動のための水の供給方法、消火栓、防火用水等を記入すること。 13 「㉑公益的施設」欄には、教育、医療、購買等の施設を予定している場合には、その施設を記入すること。 14 「㉒その他」欄には、汚水処理施設等がある場合に、その種類、概要等を記入すること。	例規・様式編 10 ページ (裏) 備考 1 「④目的」欄には、開発区域の使用目的(分譲、建売、社員住宅の別等)を記入すること。 2 「⑤基本方針」欄には、計画上特に配慮した点を記入すること。 3 「⑥その他」欄には、土捨場、土取場の位置と搬入、搬出の方法、経路等を記入すること。 4 「⑦地域(地区、街区等)」欄には、用途地域、その他の分区名を記入すること。 5 「⑩備考」欄には、現況図の補足説明を記入すること。 6 「⑪土地の地形、地質及び措置」欄には、土地のこう配、切土、盛土の別及び土の置き換え、擁壁等の措置を記入すること。 7 「⑬街区の計画」欄には、宅地の区割りの大きさ、数を記入すること。 8 「⑭道路」欄には、幅員(すべての種類)、延長距離、最大縦断勾配、路面の仕上げ等を記入すること。 9 「⑮排水施設」欄には、直角式、しゃ集式、放射式等の方法の別及び排水管の材料等の構造を記入すること。 10 「⑮公園、緑地、広場」欄には、公園、緑地、広場の別、その中に設ける施設等を記入すること。 11 「⑳消火水」欄には、消防活動のための水の供給方法、消火栓、防火用水等を記入すること。 12 「㉑公益的施設」欄には、教育、医療、購買等の施設を予定している場合には、その施設を記入すること。 13 「㉒その他」欄には、汚水処理施設等がある場合に、その種類、概要等を記入すること。

新旧对照表

[illegible]

新旧対照表

旧（令和３年４月版）	新（令和４年４月版）
例規・様式編 12 ページ 様式第５号(第３条関係) 設計者の資格に関する申告書 都市計画法第 31 条に規定する設計者の資格について、下記のとおり申告します。 年 月 日 出雲市長 様 申請者 住 所 氏 名 記 (省 略)	例規・様式編 12 ページ 様式第５号(第３条関係) 設計者の資格に関する申告書 都市計画法第 31 条に規定する設計者の資格について、下記のとおり申告します。 年 月 日 出雲市長 様 申請者 住 所 氏 名 記 (省 略)
例規・様式編 13 ページ 様式第６号(第３条関係) 申請者の資力等に関する申告書 年 月 日 出雲市長 様 申請者 住所 氏名 (電話番号) 開発行為を行うために必要な資力等については、下記のとおりです。 記 (省 略) 添付図書 1 法人の全部事項証明書(個人の場合は住民票) 2 事業経歴書 3 前年度にかかわる法人税又は前年度にかかわる所得税の納税証明書 4 財務諸表（過去１年間） 5 その他 (省 略)	例規・様式編 13 ページ 様式第６号(第３条関係) 申請者の資力等に関する申告書 年 月 日 出雲市長 様 申請者 住所 氏名 (電話番号) 開発行為を行うために必要な資力等については、下記のとおりです。 記 (省 略) 添付図書 1 法人の全部事項証明書(個人の場合は住民票) 2 事業経歴書 3 前年度に係る法人税又は前年度に係る所得税の納税証明書 4 財務諸表（過去１年間） 5 その他 (省 略)

新旧対照表

旧（令和３年４月版）	新（令和４年４月版）
例規・様式編 14 ページ 様式第 7 号(第 3 条関係) 工事施行者の能力に関する申告書 年 月 日 出雲市長 様 申請者 住所 氏名 (印) (電話番号) 開発行為に関する工事を完成するために必要な能力については、下記のとおりです。 (省 略)	例規・様式編 14 ページ 様式第 7 号(第 3 条関係) 工事施行者の能力に関する申告書 年 月 日 出雲市長 様 申請者 住所 氏名 (印) (電話番号) 開発行為に関する工事を完成するために必要な能力については、下記のとおりです。 (省 略)
例規・様式編 15 ページ 様式第 8 号(第 4 条関係) 開発行為協議書 年 月 日 出雲市長 様 事業者 所在地 名称及び代表者の氏名 (印) (電話番号：) 都市計画法第 34 条の 2 第 1 項の規定による開発行為を協議します。 (省 略) 2. 開発区域の面積 平方メートル (省 略)	例規・様式編 15 ページ 様式第 8 号(第 4 条関係) 開発行為協議書 年 月 日 出雲市長 様 事業者 所在地 名称及び代表者の氏名 (印) (電話番号：) 都市計画法第 34 条の 2 第 1 項の規定による開発行為を協議します。 (省 略) 2. 開発区域の面積 m² (省 略)

新旧対照表

旧（令和３年４月版）	新（令和４年４月版）								
例規・様式編 16 ページ 様式第 9 号(第 5 条関係) 受付 開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書 <table><tr><td>都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により開発行為の変更の許可を申請します。</td><td>※ 手数料</td></tr><tr><td> 年 月 日 出雲市長 様 申請者 住所 氏名 印 (電話番号) </td><td></td></tr></table> (省 略)	都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により開発行為の変更の許可を申請します。	※ 手数料	年 月 日 出雲市長 様 申請者 住所 氏名 印 (電話番号)		例規・様式編 16 ページ 様式第 9 号(第 5 条関係) 受付 開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書 <table><tr><td>都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により開発行為の変更の許可を申請します。</td><td>※ 手数料</td></tr><tr><td> 年 月 日 出雲市長 様 申請者 住所 氏名 (電話番号) </td><td></td></tr></table> (省 略)	都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により開発行為の変更の許可を申請します。	※ 手数料	年 月 日 出雲市長 様 申請者 住所 氏名 (電話番号)	
都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により開発行為の変更の許可を申請します。	※ 手数料								
年 月 日 出雲市長 様 申請者 住所 氏名 印 (電話番号)									
都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により開発行為の変更の許可を申請します。	※ 手数料								
年 月 日 出雲市長 様 申請者 住所 氏名 (電話番号)									

新旧対照表

旧（令和３年４月版）	新（令和４年４月版）												
例規・様式編 17 ページ 様式第10号(第5条関係) 開発行為変更届出書 年 月 日 出雲市長 様 届出者 住所 氏名 (電話番号) 印 都市計画法第35条の2第3項の規定により開発行為の変更について、下記により届け出ます。 記 <table><tr><td>1 変更にかかわる事項</td><td></td></tr><tr><td>2 変更の理由</td><td></td></tr><tr><td>3 開発許可の許可番号</td><td>年 月 日 第 号</td></tr></table> 備考 変更にかかわる事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。	1 変更にかかわる事項		2 変更の理由		3 開発許可の許可番号	年 月 日 第 号	例規・様式編 17 ページ 様式第10号(第5条関係) 開発行為変更届出書 年 月 日 出雲市長 様 届出者 住所 氏名 (電話番号) 都市計画法第35条の2第3項の規定により開発行為の変更について、下記により届け出ます。 記 <table><tr><td>1 変更に係る事項</td><td></td></tr><tr><td>2 変更の理由</td><td></td></tr><tr><td>3 開発許可の許可番号</td><td>年 月 日 第 号</td></tr></table> 備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。	1 変更に係る事項		2 変更の理由		3 開発許可の許可番号	年 月 日 第 号
1 変更にかかわる事項													
2 変更の理由													
3 開発許可の許可番号	年 月 日 第 号												
1 変更に係る事項													
2 変更の理由													
3 開発許可の許可番号	年 月 日 第 号												

新旧対照表

旧（令和３年４月版）	新（令和４年４月版）				
例規・様式編 18 ページ 開発行為変更協議書 年 月 日 出雲市長様 事業者 所在地 名称及び代表者の氏名 （電話番号： ） 都市計画法第35条の2第4項において準用する都市計画法第34条の2第1項の規定による開発行為の変更を協議します。 （省略） <table><tr><td>当初開発行為の同意番号</td><td>年 月 日 指令都計第 号</td></tr></table> （省 略）	当初開発行為の同意番号	年 月 日 指令都計第 号	例規・様式編 18 ページ 開発行為変更協議書 年 月 日 出雲市長様 事業者 所在地 名称及び代表者の氏名 （電話番号： ） 都市計画法第35条の2第4項において準用する都市計画法第34条の2第1項の規定による開発行為の変更を協議します。 （省略） <table><tr><td>当初開発行為の同意番号</td><td>年 月 日 第 号</td></tr></table> （省 略）	当初開発行為の同意番号	年 月 日 第 号
当初開発行為の同意番号	年 月 日 指令都計第 号				
当初開発行為の同意番号	年 月 日 第 号				

新旧対照表

旧（令和３年４月版）	新（令和４年４月版）
例規・様式編 19 ページ 様式第 12 号(第 7 条関係) 工 事 着 手 届 年 月 日 出雲市長 様 届出者 住所 氏名 (電話番号) 開発行為の工事に着手しましたので、出雲市都市計画法施行に関する規則第 7 条の規定により届け出ます。 (省 略)	例規・様式編 19 ページ 様式第 12 号(第 7 条関係) 工 事 着 手 届 年 月 日 出雲市長 様 届出者 住所 氏名 (電話番号) 開発行為の工事に着手しましたので、出雲市都市計画法施行に関する規則第 7 条の規定により届け出ます。 (省 略)
例規・様式編 20 ページ 様式第 13 号(第 7 条関係) 工 程 表 年 月 日 届出者 住所 氏名 (省 略)	例規・様式編 20 ページ 様式第 13 号(第 7 条関係) 工 程 表 年 月 日 届出者 住所 氏名 (省 略)

新旧対照表

旧（令和３年４月版）	新（令和４年４月版）
例規・様式編 22 ページ 様式第 15 号(第 12 条関係) 建 築 着 工 承 認 申 請 書 都市計画法第 37 条第 1 号の規定により、建築物の着工の承認を受けたく申請します。 年 月 日 出雲市長 様 申請者 住 所 氏 名  (省 略)	例規・様式編 22 ページ 様式第 15 号(第 12 条関係) 建 築 着 工 承 認 申 請 書 都市計画法第 37 条第 1 号の規定により、建築物の着工の承認を受けたく申請します。 年 月 日 出雲市長 様 申請者 住 所 氏 名 (省 略)
例規・様式編 23 ページ 様式第 16 号(第 14 条関係) 受付 建築物形態等制限区域内建築許可申請書 都市計画法第 41 条第 2 項ただし書の規定により、建築物の形態制限区域内の建築の許可を受けたく申請します。 年 月 日 出雲市長 様 申請者 住所 氏名  (電話番号) ※ 手数料 (省 略)	例規・様式編 23 ページ 様式第 16 号(第 14 条関係) 受付 建築物形態等制限区域内建築許可申請書 都市計画法第 41 条第 2 項ただし書の規定により、建築物の形態制限区域内の建築の許可を受けたく申請します。 年 月 日 出雲市長 様 申請者 住所 氏名 (電話番号) ※ 手数料 (省 略)

新旧対照表

旧（令和３年４月版）	新（令和４年４月版）
例規・様式編 24 ページ 様式第 17 号(第 15 条関係) 受付 予定建築物以外の新築・用途変更許可申請書 都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定により、予定建築物等 以外の新築(用途変更)の許可を受けたく申請します。 年 月 日 出雲市長 様 申請者 住所 氏名 (電話番号) 印 ※ 手数料 (省 略)	例規・様式編 24 ページ 様式第 17 号(第 15 条関係) 受付 予定建築物以外の新築・用途変更許可申請書 都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定により、予定建築物等 以外の新築(用途変更)の許可を受けたく申請します。 年 月 日 出雲市長 様 申請者 住所 氏名 (電話番号) ※ 手数料 (省 略)
例規・様式編 25 ページ 様式第 18 号(第 16 条関係) 受付 地 位 承 継 届 出 書 年 月 日 出雲市長 様 承継者 住所 氏名 (電話番号) 印 下記の者から、都市計画法第 44 条の規定により次の許可に基づく地位を承継したので 届け出ます。 (省 略)	例規・様式編 25 ページ 様式第 18 号(第 16 条関係) 受付 地 位 承 継 届 出 書 年 月 日 出雲市長 様 承継者 住所 氏名 (電話番号) 下記の者から、都市計画法第 44 条の規定により次の許可に基づく地位を承継したので 届け出ます。 (省 略)

新旧対照表

旧（令和３年４月版）	新（令和４年４月版）
例規・様式編 26 ページ 様式第 19 号(第 17 条関係) 受付 地 位 承 継 承 認 申 請 書 年 月 日 出雲市長 様 承継者 住所 氏名 印 (電話番号) 下記の者から、都市計画法第 45 条の規定により次の開発許可に関する工事を施行する権限を取得したから、当該開発許可に基づく地位を承継したいので、承認を受けたく申請します。 (省 略)	例規・様式編 26 ページ 様式第 19 号(第 17 条関係) 受付 地 位 承 継 承 認 申 請 書 年 月 日 出雲市長 様 承継者 住所 氏名 (電話番号) 下記の者から、都市計画法第 45 条の規定により次の開発許可に関する工事を施行する権限を取得したから、当該開発許可に基づく地位を承継したいので、承認を受けたく申請します。 (省 略)
例規・様式編 28 ページ 様式第 21 号(第 19 条関係) 開発行為又は建築等に関する証明願 年 月 日 出雲市長 様 申請者 住所 氏名 印 (電話番号) 都市計画法施行規則第 60 条の規定により、下記のとおり都市計画法の規定に適合している旨の証明を申請します。 (省 略)	例規・様式編 28 ページ 様式第 21 号(第 19 条関係) 開発行為又は建築等に関する証明願 年 月 日 出雲市長 様 申請者 住所 氏名 (電話番号) 都市計画法施行規則第 60 条の規定により、下記のとおり都市計画法の規定に適合している旨の証明を申請します。 (省 略)

新旧対照表

旧（令和 3 年 4 月版）	新（令和 4 年 4 月版）
例規・様式編 36 ページ 様式第 1 号（第 6 条関係） 開 発 行 為 事 前 協 議 申 請 書 年 月 日 出雲市長 様 申 請 者 住 所 氏 名 (電話番号 - -) 出雲市開発行為に関する指導要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり協議を申請します。 (省 略)	例規・様式編 36 ページ 様式第 1 号（第 6 条関係） 開 発 行 為 事 前 協 議 申 請 書 年 月 日 出雲市長 様 申 請 者 住 所 氏 名 (電話番号 - -) 出雲市開発行為に関する指導要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり協議を申請します。 (省 略)